

(その1)

収支報告書 (令和 5 年分)

(ふりがな) (じゅうみんしゅとうちばけんだいななせんきょくしゅ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 流山市おおたかの森北1-5-2 セレーナおおたかの森2階
- 3 代表者の氏名 齋藤 健
- 4 会計責任者の氏名 安藤 辰生

問合せ先
 (担当者) 安藤辰生
 (電話) 04-7190-5271



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類
 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党
 その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体
 その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 齋藤 健

公職の種類 衆議院議員
 (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

139520
 531

定(内)郵資(国)全(領)N
 解(後)密(N)N(県)N(過)

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 I 1/31 T J

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

✓

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	十億	百万	千	円	
					75,080,563
① (前年からの繰越額)					24,997,469
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)					50,083,094
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)					48,771,289
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))					26,309,274

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	十億	百万	千	円	
					1,673,000
員 数					1,019

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附 〔うち特定寄附〕	6,626,516	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(イ) 法人その他の団体からの寄附	8,743,400	
(ウ) 政治団体からの寄附	20,540,000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	35,909,916	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	35,909,916	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部		2,000	000	000	R5. 4. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R5. 6. 14	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		500	000	000	R5. 6. 14	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R5. 7. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R5. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R5. 12. 11	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R5. 12. 25	東京都千代田区永田町1-11-23	
こ の 頁 の 小 計		12,500	000	000			
合 計		12,500	000	000			

F

(その6)

(6) その他の収入				
摘	要	金 額	収 入 日 年 月 日	備 考
こ の 頁 の 小 計				
1 件 10 万 円 未 満 の も の				178
合	計 G			178

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				118,056			流山市三輪野山1-1007	会社役員	
				9,838	R5. 1. 13				
				9,838	R5. 2. 14				
				9,838	R5. 3. 14				
				9,838	R5. 4. 14				
				9,838	R5. 5. 12				
				9,838	R5. 6. 14				
				9,838	R5. 7. 14				
				9,838	R5. 8. 14				
				9,838	R5. 9. 14				
				9,838	R5. 10. 13				
				9,838	R5. 11. 14				
				9,838	R5. 12. 14				
800		この頁の小計		118,056					
810		その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		澁谷 孝			38,460		流山市木848	会社役員
		(内訳)			9,615	R5. 1. 13		
					9,615	R5. 2. 14		
					9,615	R5. 3. 14		
					9,615	R5. 4. 14		
800		この頁の小計			38,460			
810		その他の寄附						
900		合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		金子 文雄			110,000		流山市古間木54-3 運B192街区7	会社役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			110,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				120	000		流山市中野久木572-10		企業コンサルタント	
				10	000	R5. 1. 13				
				10	000	R5. 2. 14				
				10	000	R5. 3. 14				
				10	000	R5. 4. 14				
				10	000	R5. 5. 12				
				10	000	R5. 6. 14				
				10	000	R5. 7. 14				
				10	000	R5. 8. 14				
				10	000	R5. 9. 14				
				10	000	R5. 10. 13				
				10	000	R5. 11. 14				
				10	000	R5. 12. 14				
800		この頁の小計		120	000					
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		海老原 義雄			120,000		流山市加3-1-6	会社役員
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
					10,000	R5. 2. 14		
					10,000	R5. 3. 14		
					10,000	R5. 4. 14		
					10,000	R5. 5. 12		
					10,000	R5. 6. 14		
					10,000	R5. 7. 14		
					10,000	R5. 8. 14		
					10,000	R5. 9. 14		
					10,000	R5. 10. 13		
					10,000	R5. 11. 14		
					10,000	R5. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		東京都荒川区南千住7-15-27-501	会社役員	
				10	000	R5. 1. 13			
				10	000	R5. 2. 14			
				10	000	R5. 3. 14			
				10	000	R5. 4. 14			
				10	000	R5. 5. 12			
				10	000	R5. 6. 14			
				10	000	R5. 7. 14			
				10	000	R5. 8. 14			
				10	000	R5. 9. 14			
				10	000	R5. 10. 13			
				10	000	R5. 11. 14			
				10	000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120	000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		安藤 重吉			120,000		流山市西深井99	会社役員
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
					10,000	R5. 2. 14		
					10,000	R5. 3. 14		
					10,000	R5. 4. 14		
					10,000	R5. 5. 12		
					10,000	R5. 6. 14		
					10,000	R5. 7. 14		
					10,000	R5. 8. 14		
					10,000	R5. 9. 14		
					10,000	R5. 10. 13		
					10,000	R5. 11. 14		
					10,000	R5. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				120	000		流山市野々下1-350		自営業	
				10	000	R5. 1. 13				
				10	000	R5. 2. 14				
				10	000	R5. 3. 14				
				10	000	R5. 4. 14				
				10	000	R5. 5. 12				
				10	000	R5. 6. 14				
				10	000	R5. 7. 14				
				10	000	R5. 8. 14				
				10	000	R5. 9. 14				
				10	000	R5. 10. 13				
				10	000	R5. 11. 14				
				10	000	R5. 12. 14				
800		この頁の小計			120,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		田口 佳子			90,000		流山市おおたかの森南1-25-2-B-1111	会社役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			90,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		洞下 英人			120,000		流山市緒ヶ崎16-1	会社役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		篠田 紘明			120,000		流山市思井487-6	無職	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		宮田 一成			120,000		流山市南流山7-1-14	会社役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		渡邊 美津子			120,000		流山市西平井2-5-2	無職	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		岡本 哲哉			120,000		流山市西平井1-13-8	団体役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		中 登			120,000		流山市おおたかの森東4-4-22	団体役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名		金額	年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
				60,000		流山市平和台4-76-5	団体役員	
				10,000	R5. 7. 14			
				10,000	R5. 8. 14			
				10,000	R5. 9. 14			
				10,000	R5. 10. 13			
				10,000	R5. 11. 14			
				10,000	R5. 12. 14			
800				60,000				
810								
900								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				50,000			流山市前平井76		団体職員	
				10,000	R5. 8. 14					
				10,000	R5. 9. 14					
				10,000	R5. 10. 13					
				10,000	R5. 11. 14					
				10,000	R5. 12. 14					
800		この頁の小計		50,000						
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	坂巻 真一			50,000		柏市大津ヶ丘3-19-15	会社役員
	(内訳)			10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			50,000			
810	その他の寄附						
900	合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				20,000			流山市西初石2-90-1	会社役員	
				10,000	R5. 1. 13				
				10,000	R5. 2. 14				
800		この頁の小計		20,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				240	000		流山市北37	団体役員	
				120	000	R5. 4. 19			
				120	000	R5. 12. 11			
800		この頁の小計		240	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	松田 佐一朗			120,000		流山市三輪野山3-16-1	会社役員
	(内訳)			60,000	R5. 3. 20		
				60,000	R5. 9. 20		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	栗根 哲二			120,000		野田市山崎730-6	会社役員
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			十億 百万 千 円				
		吉田 俊一	120,000		松戸市小金203	無職	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	並木 幸雄			120,000		松戸市小金原4-31-1	無職
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名		金額	年月日	住所	職業	備考
	大川 高明	十億 百万 千 円 120,000		松戸市八ヶ崎5-30-11	自営業	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
		10,000	R5. 2. 14			
		10,000	R5. 3. 14			
		10,000	R5. 4. 14			
		10,000	R5. 5. 12			
		10,000	R5. 6. 14			
		10,000	R5. 7. 14			
		10,000	R5. 8. 14			
		10,000	R5. 9. 14			
		10,000	R5. 10. 13			
		10,000	R5. 11. 14			
		10,000	R5. 12. 14			
800	この頁の小計	120,000				
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	鈴木 悦朗			120,000		松戸市小金359-1	住職
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	岡進			120,000		松戸市稔台1-8-21	医師
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				200	000		松戸小金原1-28-21	会社役員	
				50	000	R5. 9. 14			
				50	000	R5. 10. 13			
				50	000	R5. 11. 14			
				50	000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計		200	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	大塚 精一			30,000		松戸市幸谷231	無職	
	(内訳)			10,000	R5. 10. 13			
				10,000	R5. 11. 14			
				10,000	R5. 12. 14			
800	この頁の小計			30,000				
810	その他の寄附							
900	合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	秋元 篤司			60,000		流山市中野久木374	会社役員	
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
				10,000	R5. 2. 14			
				10,000	R5. 3. 14			
				10,000	R5. 4. 14			
				10,000	R5. 5. 12			
				10,000	R5. 6. 14			
800	この頁の小計			60,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				60,000			松戸市新松戸7-7 B-403	無職	
				10,000	R5. 1. 13				
				10,000	R5. 2. 14				
				10,000	R5. 3. 14				
				10,000	R5. 4. 14				
				10,000	R5. 5. 12				
				10,000	R5. 6. 14				
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		野田市上花輪1189-17	団体役員	
				10	000	R5. 1. 13			
				10	000	R5. 2. 14			
				10	000	R5. 3. 14			
				10	000	R5. 4. 14			
				10	000	R5. 5. 12			
				10	000	R5. 6. 14			
				10	000	R5. 7. 14			
				10	000	R5. 8. 14			
				10	000	R5. 9. 14			
				10	000	R5. 10. 13			
				10	000	R5. 11. 14			
				10	000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計		120	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			野田市中里561	会社役員	
				10,000	R5. 1. 13				
				10,000	R5. 2. 14				
				10,000	R5. 3. 14				
				10,000	R5. 4. 14				
				10,000	R5. 5. 12				
				10,000	R5. 6. 14				
				10,000	R5. 7. 14				
				10,000	R5. 8. 14				
				10,000	R5. 9. 14				
				10,000	R5. 10. 13				
				10,000	R5. 11. 14				
				10,000	R5. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	西野 芳達			120,000		松戸市新松戸3-1-2-1509	会社役員
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		古橋 一郎			120,000		野田市小山2893	会社役員
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
					10,000	R5. 2. 14		
					10,000	R5. 3. 14		
					10,000	R5. 4. 14		
					10,000	R5. 5. 12		
					10,000	R5. 6. 14		
					10,000	R5. 7. 14		
					10,000	R5. 8. 14		
					10,000	R5. 9. 14		
					10,000	R5. 10. 13		
					10,000	R5. 11. 14		
					10,000	R5. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	今吉 修一			120,000		野田市ニツ塚430-28	税理士
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	木村 欽一			120,000		野田市清水438-8	会社役員
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	逆井 喜市			120,000		野田市木間ヶ瀬240	会社役員
	(内訳)			10,000	R5. 1. 13		
				10,000	R5. 2. 14		
				10,000	R5. 3. 14		
				10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			野田市中野台383	会社役員	
				10,000	R5. 1. 13				
				10,000	R5. 2. 14				
				10,000	R5. 3. 14				
				10,000	R5. 4. 14				
				10,000	R5. 5. 12				
				10,000	R5. 6. 14				
				10,000	R5. 7. 14				
				10,000	R5. 8. 14				
				10,000	R5. 9. 14				
				10,000	R5. 10. 13				
				10,000	R5. 11. 14				
				10,000	R5. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	富田 正聡			90,000		白井市桜台2-19-1-305	団体役員
	(内訳)			10,000	R5. 4. 14		
				10,000	R5. 5. 12		
				10,000	R5. 6. 14		
				10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			90,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	山岸 浩昭			60,000		松戸市中和倉217-1	会社役員
	(内訳)			10,000	R5. 7. 14		
				10,000	R5. 8. 14		
				10,000	R5. 9. 14		
				10,000	R5. 10. 13		
				10,000	R5. 11. 14		
				10,000	R5. 12. 14		
800	この頁の小計			60,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				30,000			野田市みずき2-20-178	会社役員	
				10,000	R5. 10. 13				
				10,000	R5. 11. 14				
				10,000	R5. 12. 14				
800		この頁の小計		30,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		千葉市美浜区高浜6-6-2	会計士	
				10	000	R5. 1. 13			
				10	000	R5. 2. 14			
				10	000	R5. 3. 14			
				10	000	R5. 4. 14			
				10	000	R5. 5. 12			
				10	000	R5. 6. 14			
				10	000	R5. 7. 14			
				10	000	R5. 8. 14			
				10	000	R5. 9. 14			
				10	000	R5. 10. 13			
				10	000	R5. 11. 14			
				10	000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計		120	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		仙頭 靖夫			120,000		神奈川県鎌倉市植木425-1-902	会社役員	
		(内訳)			10,000	R5. 1. 13			
					10,000	R5. 2. 14			
					10,000	R5. 3. 14			
					10,000	R5. 4. 14			
					10,000	R5. 5. 12			
					10,000	R5. 6. 14			
					10,000	R5. 7. 14			
					10,000	R5. 8. 14			
					10,000	R5. 9. 14			
					10,000	R5. 10. 13			
					10,000	R5. 11. 14			
					10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				600	000		埼玉県越谷市越ヶ谷5-3-3	会社役員	
				50	000	R5. 1. 13			
				50	000	R5. 2. 14			
				50	000	R5. 3. 14			
				50	000	R5. 4. 14			
				50	000	R5. 5. 12			
				50	000	R5. 6. 14			
				50	000	R5. 7. 14			
				50	000	R5. 8. 14			
				50	000	R5. 9. 14			
				50	000	R5. 10. 13			
				50	000	R5. 11. 14			
				50	000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計		600	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	門田 典久			80,000		高知県高知市神田498-3	会社役員	
	(内訳)			10,000	R5. 1. 14			
				10,000	R5. 2. 14			
				10,000	R5. 3. 14			
				10,000	R5. 4. 14			
				10,000	R5. 5. 14			
				10,000	R5. 6. 14			
				10,000	R5. 7. 14			
				10,000	R5. 8. 14			
800	この頁の小計			80,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	赤星 健二			300,000		千葉市中央区青葉町1257-3	会社役員
	(内訳)			100,000	R5. 3. 31		
				100,000	R5. 8. 2		
				100,000	R5. 12. 15		
800	この頁の小計			300,000			
810	その他の寄附						
900	合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
森 茂子			120,000		R5. 1. 11	流山市流山5-34-1	会社役員	
中山 文男			120,000		R5. 1. 19	流山市思井640	団体役員	
鶴巻 武則			120,000		R5. 2. 9	流山市古間木315-10	会社役員	
浅野 茂太郎			120,000		R5. 4. 30	松戸市幸田5-120	会社役員	
佐藤 清			120,000		R5. 9. 4	松戸市河原塚421-35	会社役員	
三村 奈奈			120,000		R5. 9. 11	松戸市仲井町1-10-3	会社役員	
桑原 良太			10,000		R5. 12. 14	松戸市新松戸3-328-A-1012	会社役員	
近藤 隆史			200,000		R5. 5. 11	埼玉県北本市緑2-191-1	会社役員	
山上 皓			50,000		R5. 8. 26	流山市おおたかの森東2-8-1-42	医師	
この頁の小計			980,000					
その他の寄附			0					
合計			6,626,516					

※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)秋元	117,360		流山市流山2-108	秋元 浩司	
		(内訳)	9,780	R5. 1. 13			
			9,780	R5. 2. 14			
			9,780	R5. 3. 14			
			9,780	R5. 4. 14			
			9,780	R5. 5. 12			
			9,780	R5. 6. 14			
			9,780	R5. 7. 14			
			9,780	R5. 8. 14			
			9,780	R5. 9. 14			
			9,780	R5. 10. 13			
			9,780	R5. 11. 14			
			9,780	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			117,360				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マツヤ	120,000		流山市加2-16-5	古坂 稔	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)初石鋳金	120,000		流山市江戸川台西2-7		熊本 忠夫	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(2)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)大橋	116,040		流山市三輪野山744-13	大橋 照司	
		(内訳)	9,670	R5. 1. 13			
			9,670	R5. 2. 14			
			9,670	R5. 3. 14			
			9,670	R5. 4. 14			
			9,670	R5. 5. 12			
			9,670	R5. 6. 14			
			9,670	R5. 7. 14			
			9,670	R5. 8. 14			
			9,670	R5. 9. 14			
			9,670	R5. 10. 13			
			9,670	R5. 11. 14			
			9,670	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	116,040			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ケー・アンド・アイ	120,000		柏市柏3-4-25 KCビル	坂巻 龍治	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000	／			
810		その他の寄附			→ ※ 下記注意(2)参照。		
900		合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(宗)浄観寺	120,000		流山市西深井353	渡会 顕	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)坂巻葬祭店	120,000		流山市西初石2-6-17	坂巻 仁志	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8 0 0		こ の 頁 の 小 計	120,000				
8 1 0		そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		サンコーテクノ(株)	120,000		流山市南流山3-10-16	洞下 英人	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マルタカ	120,000		流山市西深井大塚1028-23	高橋 啓治	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000	✓		
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		コシバシステムサービス(株)	60,000		流山市西初石4-1411-56	伊部 厚隆	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
800		この頁の小計	60,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(有)三和興産	120,000		流山市江戸川台西2-296		湯浅 博之	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)初石サンシャインゴルフ	120,000		流山市東初石1-74-3	豊嶋 裕美子	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(有)新登交通	120,000		流山市南74-6		坂井 重敏	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(有)豊嶋商事	100,000		流山市西初石2-90-1	豊嶋 光枝	
		(内訳)	40,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	100,000	/		
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)仁和運送	120,000		流山市駒木605-2	長澤 章裕	
			10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		三生不動産商事㈱	120,000		流山市東初石1-89-3	貝塚 幸和	
		(内訳)	60,000				
			60,000				
8	0	0	この頁の小計		120,000		
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(有)西仲	120,000		流山市平和台3-1-1-506		岡本 光雄	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000		/			
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(2)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(医)曙会 流山中央病院	130,000		流山市東初石2-132-2	国吉 昇	
		(内訳)	20,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			130,000				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	太陽ハウス(株)	120,000		松戸市新松戸1-204		岩橋 成行	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
8 0 0	この頁の小計	120,000					
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		山藤運送(有)	120,000		松戸市幸田5-413	田居 照康	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		東洋エレベータ工業(株)	120,000		松戸市松戸新田24-12	鈴木 康司	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)イサカエンタープライズ	120,000		松戸市上本郷86		井坂 勝則	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)ソレイユ・リビング・テック	120,000		松戸市新松戸3-208-1		岩橋 淑行	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)協和デンタル・ラボラトリー	120,000		松戸市新松戸3-260-1	木村 健二	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合 計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(医社)山浩会	120,000		松戸市八ヶ崎6-56-12	山下 茂一	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マーケットバンク	120,000		東京都台東区台東4-5-7	岡山 憲史	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ダブリュータクシー	120,000		松戸市栄西1344-1	野村 徳康	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)トーエイ	120,000		松戸市大金平5-421-1	田嶋 元雄	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		流山タクシー(有)	120,000		流山市加1-20-25	関文男	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)藤田土木	110,000		松戸市六高台2-125	藤田 雅久	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	110,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)美山	120,000		船橋市葛飾町2-340	大山 一	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)東光ハウス	120,000		松戸市久保平賀382-14	大川 隆永	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)在宅支援総合ケアサービス	70,000		千葉県稲毛区稲毛東2-14-12		依田 和孝	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
800	この頁の小計	70,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		労)あすなろ	80,000		松戸市小金原6-8-9-305	矢吹 昌史	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
8	0	この頁の小計	80,000				
8	1	その他の寄附					
9	0	合計					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		飯沼石材(株)	120,000		松戸市河原塚400-12	飯沼 正敏	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		和座クリニック	120,000		松戸市新松戸340	和座 一弘	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	(株)オカダテックス	120,000		野田市上三ヶ尾261-9	岡田 茂		
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
8 0 0	この頁の小計	120,000					
8 1 0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。	
9 0 0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	丸川タクシー(有)	120,000		野田市中里764		小川 貴大	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)タツザキ	120,000		野田市桐ヶ作306-11		立崎 一郎	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						
900	合計						

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)関信商事	120,000		野田市東宝珠花171		鶴岡 辰弥	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(有)岡部	110,000		野田市春日町12-5		岡部 成行	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	110,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ピアノプラザ	120,000		野田市山崎1604-2	菊地 孝則	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000	/		
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		エバーグリーン(株)	120,000		東京都千代田区丸の内1-6-2	加藤 栄作	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)あさひ葬祭	120,000		野田市岩名2011-43		田中 秀和	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)ユーフォリア	90,000		野田市野田79-1-12		飯田 真弘	
	(内訳)	10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	90,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)エスエス	70,000		野田市宮崎98	杉浦 政則	
		(内訳)	10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	70,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	トケン工業(株)	80,000		野田市船形2145-1		岡田 真吾	
	(内訳)	50,000	R5. 3. 7				
		30,000	R5. 6. 21				
800	この頁の小計	80,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)創建	120,000		大阪府大阪府中央区淡路町3-5-13	吉村 孝文	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)藤商	120,000		埼玉県吉川市高富1-9-2	加藤 陽寿	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000	✓		
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)スパンロ・アンド・サン	120,000		東京都港区三田2-7-7		瀬川 岳則	
	(内訳)	10,000	R5. 1. 13				
		10,000	R5. 2. 14				
		10,000	R5. 3. 14				
		10,000	R5. 4. 14				
		10,000	R5. 5. 12				
		10,000	R5. 6. 14				
		10,000	R5. 7. 14				
		10,000	R5. 8. 14				
		10,000	R5. 9. 14				
		10,000	R5. 10. 13				
		10,000	R5. 11. 14				
		10,000	R5. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		フレスコツナ(株)	120,000		千葉市花見川区幕張本郷1-3-33-402	吉田 哲章	
		(内訳)	10,000	R5. 1. 13			
			10,000	R5. 2. 14			
			10,000	R5. 3. 14			
			10,000	R5. 4. 14			
			10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
8 0 0		この頁の小計	120,000	/			
8 1 0		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ヤマシタ	120,000		東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟8階	山下 和洋	
		(内訳)	60,000	R5. 5. 25			
			60,000	R5. 10. 25			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		インフォカート(株)	80,000		千葉市中央区中央3-9-16	下岡 靖宜	
		(内訳)	10,000	R5. 5. 12			
			10,000	R5. 6. 14			
			10,000	R5. 7. 14			
			10,000	R5. 8. 14			
			10,000	R5. 9. 14			
			10,000	R5. 10. 13			
			10,000	R5. 11. 14			
			10,000	R5. 12. 14			
800		この頁の小計	80,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
京和ガス(株)			120,000		R5. 6. 12	流山市江戸川台東1-254	坂巻 智	
(有)石山運輸倉庫			120,000		R5. 1. 18	野田市岡田315	石山 隆一	
(株)中原建築設計事務所			120,000		R5. 3. 10	松戸市久保平賀392-2	中原 光男	
(有)ハイブリッジ			120,000		R5. 3. 20	松戸市小金458-50	高橋 清	
(株)武蔵野調剤薬局			120,000		R5. 2. 22	流山市南流山4-1-16	金井 直明	
(株)リライアブル			300,000		R5. 5. 15	北海道釧路市春採5-16-17	佐藤 俊晴	
(株)バイオマテリアル イン トウキョウ			100,000		R5. 7. 13	福岡県大野城市川久保1-3-22	泉 可也	
(株)ニトリホールディングス		1,000	000		R5. 12. 28	東京都北区神谷3-6-20	白井 俊之	
(株)未来投資会議			300,000		R5. 12. 28	東京都新宿区西新宿6-15-1 4F	武智 剛	
アイリスコーポレーション			100,000		R5. 7. 7	東京都大田区蒲田3-19-4	田村 文男	
この頁の小計			2,400,000					
その他の寄附			330,000					→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			8,743,400					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
千葉県医師連盟松戸支部			240,000	R5. 5. 10	松戸市西馬橋幸町13 早稲田ビル2F	東 仲宣	
千葉県医師連盟野田支部			100,000	R5. 8. 29	野田市上花輪628-1	門倉 正樹	
日本酪農政治連盟			200,000	R5. 12. 8	東京都渋谷区代々木1-37-2 酪農会館	佐藤 哲	
さいとう健君に夢を託す会			10,000,000	R5. 6. 14	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤 健	
さいとう健君に夢を託す会			10,000,000	R5. 9. 22	東京都千代田区永田町2-2-1-822	齋藤 健	
この頁の小計			20,540,000				
その他の寄附			0				
合計			20,540,000				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		25,530	612						
	(2) 光 熱 水 費		227	353						
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		2,564	789						
	(4) 事 務 所 費		6,698	535						
	小 計 (1)～(4))		35,021	289						
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		4,221	481						
	(2) 選 挙 関 係 費			0						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		7,642	038						
	(内 訳)									
	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調 査 研 究 費		185	601						
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金		1,700	880			1,700	000		
	(6) そ の 他 の 経 費									
	小 計 (1)～(6))		13,750	000						うち本部・支部間の交付金合計 1,700,000
	合 計		48,771	289						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代	12,917	✓	R5.1.11	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	12,643	✓	R5.2.6	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	11,241	✓	R5.3.8	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	11,659	✓	R5.3.31	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	10,793	✓	R5.5.23	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	10,213	✓	R5.7.19	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	10,512	✓	R5.8.28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	10,141	✓	R5.9.28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	10,150	✓	R5.9.28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代	10,399	✓	R5.11.9	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計	110,668	✓				
その他の支出	116,685					
合計	227,353	✓				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー使用料			19,278	R5.1.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			31,901	R5.2.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			55,127	R5.3.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			33,013	R5.4.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			31,661	R5.5.8	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			22,144	R5.6.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			32,392	R5.7.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			22,037	R5.8.7	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			16,314	R5.9.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			31,513	R5.10.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			15,503	R5.11.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			14,602	R5.12.6	富士フイルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料							
この頁の小計			325,485				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
ガソリン代			13,247	R5. 4. 27	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			15,445	R5. 5. 31	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			16,530	R5. 7. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			17,971	R5. 9. 5	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			15,575	R5. 9. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			13,726	R5. 11. 9	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			17,106	R5. 11. 28	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			12,872	R5. 12. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			11,491	R5. 1. 30	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			10,606	R5. 5. 31	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			18,591	R5. 12. 28	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
この頁の小計			163,160				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー使用料			11,027	R5. 1. 30	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			10,146	R5. 3. 1	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			23,537	R5. 3. 28	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			36,999	R5. 4. 25	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			10,049	R5. 8. 30	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			29,524	R5. 10. 30	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
この頁の小計			121,282				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
アスクール利用代金			23,714	R5. 1. 30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			29,370	R5. 3. 1	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			22,408	R5. 3. 28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			34,788	R5. 4. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			17,287	R5. 6. 27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			22,317	R5. 7. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			17,820	R5. 8. 30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			26,868	R5. 9. 26	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			12,450	R5. 10. 30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクール利用代金			27,234	R5. 11. 27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
この頁の小計			234,256				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
印刷代			41,800	R5. 2. 1	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			37,400	R5. 1. 27	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			11,220	R5. 3. 7	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			115,640	R5. 3. 27	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			17,930	R5. 3. 27	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			70,200	R5. 4. 28	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			28,050	R5. 5. 31	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			57,420	R5. 8. 31	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			59,400	R5. 9. 27	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			17,450	R5. 8. 20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	振込
印刷代			22,599	R5. 11. 9	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			62,670	R5. 11. 24	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
印刷代			32,230	R5. 12. 28	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
この頁の小計			574,009				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
文具代			11,830	R5. 2. 14	(株)シモジマ 松戸店	松戸市小金241-2	
車両修理代			59,015	R5. 3. 28	(有)宮田モータース	流山市後平井112-2	振込
広報板杭			21,120	R5. 3. 8	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
OA機器			17,556	R5. 3. 15	(株)ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1-1	
ガソリン、洗車代			10,745	R5. 3. 19	中外石油(株)東麻布SS	東京都港区東麻布2-33-7	
雑貨			11,050	R5. 3. 22	(有)竹山商店	東京都千代田区永田町2-2-1	
ゼンリン地図			29,700	R5. 3. 24	(株)ゼンリン	福岡県北九州市戸畑区中原新町3-1	
街頭備品			49,852	R5. 7. 7	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9 1F	
文具代			13,025	R5. 9. 6	アマゾンジャパン(同)	東京都目黒区下目黒1-8-1	
クリーニング代			15,400	R5. 9. 14	グローバルクリーニング	流山市西平井3-1-3	
タイヤ交換			34,260	R5. 10. 4	(株)オートボックス おおたかの森	流山市おおたかの森西1-18	
印刷代			99,000	R5. 11. 27	栄光産業(株)	流山市西深井1028-8	振込
この頁の小計			372,553				
その他の支出			774,044				
合計			2,564,789				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			254,630	R5. 1. 30	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R5. 3. 1	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 3. 28	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 4. 25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 5. 31	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 6. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 7. 25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 8. 30	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 9. 26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 10. 30	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 11. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			274,560	R5. 12. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
この頁の小計			3,254,860				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			110,000	R5.1.31	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.2.28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.3.29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.4.27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.5.30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.6.28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.7.28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.8.30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.9.29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.10.31	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.12.1	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R5.12.26	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
この頁の小計			1,320,000				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話代			14,731	R5. 1. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			14,863	R5. 3. 1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			14,445	R5. 3. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			16,748	R5. 4. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			15,534	R5. 5. 31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			15,017	R5. 6. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			14,810	R5. 7. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			14,564	R5. 8. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			14,925	R5. 9. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			14,428	R5. 10. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			30,695	R5. 11. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
電話代			17,549	R5. 12. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
この頁の小計			198,309				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
切手代			30,000	R5. 2. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			12,000	R5. 3. 8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			18,000	R5. 3. 14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			14,492	R5. 3. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			12,120	R5. 3. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			15,788	R5. 4. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			15,966	R5. 10. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			16,572	R5. 11. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
レタックス			23,556	R5. 4. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込票
レタックス			19,328	R5. 5. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込票
この頁の小計			177,822				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所使用車車検代			88,320	R5. 3. 1	(有)伊原自動車販売	流山市思井367	
事務所火災保険料			33,000	R5. 3. 28	AIG損害保険(株)	東京都港区虎ノ門4-3-20	振込
事務所使用車自動車税			34,500	R5. 5. 31	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			34,500	R5. 5. 31	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			12,900	R5. 5. 31	流山市役所財政部市民税課	流山市平和台1-1-1	
広報板損害保険料			83,510	R5. 5. 31	(株)エレブエンタープライズ	松戸市高塚新田1-3	振込
事務所使用車車検代			175,440	R5. 6. 27	(株)初石鋳金	流山市東初石2-204	振込
事務所使用車任意保険料			41,440	R5. 6. 27	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	払込票
事務所使用車任意保険料			51,520	R5. 7. 25	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	払込票
事務所使用車車検代			96,400	R5. 8. 30	(株)初石鋳金	流山市東初石2-204	振込
事務所使用車任意保険料			39,230	R5. 8. 30	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	払込票
事務所使用車任意保険料			48,560	R5. 10. 30	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	払込票
車検代			100,662	R5. 11. 27	(有)伊原自動車販売	流山市思井367	振込
この頁の小計			839,982				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
政治資金監査料			11,000	R5.2.10	税理士 竹内 修	船橋市南本町1-16 森ビル301	振込
宅配便			22,990	R5.3.28	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	払込票
コピー機リース料			17,556	R5.8.30	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
コピー機リース料			26,004	R5.8.30	三菱HCビジネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	自動引落
事務所カメラリース料			10,340	R5.10.27	セコムクレジット(株)	東京都千代田区西新宿6-5-1	自動引落
NHK受信料			21,269	R5.12.27	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	払込票
サーバー作業代			90,750	R5.4.25	ヒマナネコ(同)	埼玉県所沢市東所沢和田3-13-53	
この頁の小計			199,909				
その他の支出			707,653				
合計			6,698,535				=SUM(C21)

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 組織対策費
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考	
	十億	百万	千	円				
会費			15,000	円	R5. 1. 5	(株)千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
食事代			14,000	円	R5. 1. 9	和風ダイニング わっ嘉	柏市西原2-1-3	
食事代			13,270	円	R5. 2. 11	ピストロ ミナミンカゼ	流山市加1-1232-5	
会費			30,000	円	R5. 2. 1	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	振込
食事代			14,850	円	R5. 2. 26	手打ちそば すずめ庵	柏市豊四季88	
食事代			22,550	円	R5. 3. 5	割烹 柳家	流山市流山1-252	
会費			12,000	円	R5. 2. 26	野田ライオンズクラブ	野田市中野台168-1	
会費			15,000	円	R5. 6. 4	関宿ライオンズクラブ	野田市東宝珠花442-1	
食事代			12,000	円	R5. 7. 17	(株)芳春	野田市谷津744	
食事代			12,000	円	R5. 7. 22	来人喜人	野田市岩名2-8-3	
会費			15,000	円	R5. 5. 27	日本盆栽協会流山支部	流山市前ヶ崎719-210	
食事代			14,400	円	R5. 8. 5	OKKO	流山市おおたかの森北1-4-1 1F	
会費			20,000	円	R5. 8. 27	京料理 かねき	流山市流山5-19-4	
この頁の小計			210,070	円				
その他の支出				円				
合計			210,070	円				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		組織対策費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円				
会費			12,000	円	R5. 9. 15	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費			12,000	円	R5. 10. 14	クラシックの森	柏市逆井2-16-16	
会費			12,000	円	R5. 11. 12	野田ライオンズクラブ	野田市中野台168-1	
会費			20,000	円	R5. 11. 27	「木村てつや君」を励ます会	船橋市湊町1-2-21-201	
会費			12,000	円	R5. 12. 2	クラシックの森	柏市逆井2-16-16	
会費			30,000	円	R5. 12. 3	(株)東京ドームホテル	東京都文京区後楽1-3-61	
食事代			14,300	円	R5. 12. 9	(株)サンコーポレーション	松戸市小金清志町3-59	
この頁の小計			112,300	円				
その他の支出			1,368,051	円				
合計			1,690,421	円				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		渉外費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
宿泊代	十億	百万	千	円	R5. 3. 24	三井ガーデンホテル柏の葉	柏市若柴178-4	
宿泊代					R5. 4. 1	ホテルルートイン野田	野田市鶴奉14-1	
宿泊代					R5. 3. 30	HOTEL R9 The Yard	野田市堤根109	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		大会費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				
会場費			61,080		R5. 3. 18	ぴこっと	流山市向小金3-123-15	
会場費			26,980		R5. 6. 30	野田ガスホール	野田市鶴奉5-1	
印刷代			11,610		R5. 7. 14	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			13,920		R5. 7. 20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			58,620		R5. 7. 30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
発送費			36,573		R5. 7. 31	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代			13,135		R5. 7. 31	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			29,930		R5. 7. 31	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
発送費			70,742		R5. 8. 1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			531,963		R5. 8. 3	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
印刷代			12,940		R5. 8. 6	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			11,935		R5. 8. 6	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
発送費			366,078		R5. 8. 10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			1,245,506					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		大会費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
印刷代	十億	百万	千	円	R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			14,590		R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			21,830		R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			21,830		R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			21,830		R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			21,830		R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			21,830		R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			86,900		R5. 8. 21	パッケージプラザナカオサ	野田市中野台383	
印刷代			26,680		R5. 8. 23	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
食事代			14,931		R5. 8. 27	セブンイレブン	野田市谷津131-1	
会場費			51,790		R5. 8. 28	(株)アクティオ野田市文化会館	野田市鶴奉5-1	振込
発送費			263,924		R5. 9. 4	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
警備料			79,200		R5. 9. 8	グリーン警備保障(株)	野田市吉春628-2	振込
食事代			65,000		R5. 9. 10	FOOD HALL流山おおたかの森店	流山市おおたかの森北1-2-1 1F	
この頁の小計			712,165					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		大会費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
印刷代	十億	百万	千	円	R5. 11. 9	大槻デザインング(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
発送費					R5. 10. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込済
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷代)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
印刷代			11,280	円	R5. 1. 7	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			11,280	円	R5. 1. 7	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			28,760	円	R5. 1. 15	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			33,330	円	R5. 1. 19	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			214,220	円	R5. 1. 24	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			173,580	円	R5. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			16,160	円	R5. 1. 26	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			95,445	円	R5. 2. 3	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			95,445	円	R5. 2. 3	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			95,445	円	R5. 2. 3	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			40,560	円	R5. 2. 3	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			12,895	円	R5. 5. 16	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			147,110	円	R5. 5. 16	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1
この頁の小計			975,510	円			
その他の支出				円			
合計				円			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	(印刷代)		
印刷代	十億 百万 千 円 151,790	R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	103,670	R5. 8. 17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	35,660	R5. 8. 20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	34,870	R5. 8. 20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	26,740	R5. 8. 23	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	86,350	R5. 8. 23	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	129,695	R5. 8. 30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	31,390	R5. 8. 30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	14,335	R5. 11. 22	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	18,720	R5. 11. 25	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	27,490	R5. 11. 28	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	12,800	R5. 12. 23	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
印刷代	320,190	R5. 12. 24	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1				
この頁の小計	993,700							
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (印刷代)
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				
印刷代			877	360	R5. 2. 3	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11 振込	
印刷デザイン料			192	664	R5. 2. 2	サカ ヒトミ	流山市東深井1109-131 振込	
印刷デザイン料			234	000	R5. 2. 28	(同) ワイズ	流山市加6-1296 振込	
撮影代			100	000	R5. 9. 12	(有) 山岸伸	東京都千代田区神田鍛冶町3-8-1-301	
印刷デザイン料			192	664	R5. 8. 30	サカ ヒトミ	流山市東深井1109-131 振込	
印刷代			107	250	R5. 3. 30	栄光産業(株)	流山市西深井1028-8 振込	
印刷代			880	000	R5. 3. 31	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
この頁の小計			2,583	938				
その他の支出			126	730				
合計			4,679	878				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
発送費	十億	百万	千	円	R5. 3. 29	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
発送費			737,393		R5. 8. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			133,920		R5. 9. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			48,300		R5. 9. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			54,896		R5. 9. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			90,048		R5. 10. 13	(株)GMP	東京都千代田区神田神保町1-3	振込
発送費			170,777		R5. 2. 6	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			73,032		R5. 2. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			292,128		R5. 2. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			291,584		R5. 2. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			165,440		R5. 2. 10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			100,800		R5. 1. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			67,200		R5. 1. 26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			200,844		R5. 1. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			2,426,362					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
発送費			46,116	R5.3.3	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			74,825	R5.3.3	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			13,432	R5.3.4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			16,425	R5.3.4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			37,100	R5.1.30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			71,424	R5.1.30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			66,646	R5.2.6	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			63,840	R5.1.30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			131,750	R5.1.30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			521,558				
その他の支出			14,240				
合計			2,962,160				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (調査研究費)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				185,601				
合計				185,601				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(交付金)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
交付金			600,000	R5. 1. 11	自由民主党野田市支部	野田市吉春836 振込
交付金			300,000	R5. 4. 24	自由民主党流山市支部	流山市南流山4-1-8-1105 振込
交付金			500,000	R5. 4. 24	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836 振込
交付金			100,000	R5. 4. 11	自由民主党千葉県第五選挙区支部	市川市八幡2-4-7-101
交付金			200,000	R5. 8. 23	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836
この頁の小計			1,700,000			
その他の支出			880			
合計			1,700,880			

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳							
支 出 項 目	金 額			年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千 円				
交付金			600,000	R5. 1. 11	自由民主党野田市支部	野田市吉春836	
交付金			300,000	R5. 4. 24	自由民主党流山市支部	流山市南流山4-1-8-1105	
交付金			500,000	R5. 4. 24	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836	
交付金			100,000	R5. 4. 11	自由民主党千葉県第五選挙区支部	市川市八幡2-4-7-101	
交付金			200,000	R5. 8. 23	自由民主党千葉県野田市第一支部	野田市吉春836	
この頁の小計			1,700,000				
合 計			1,700,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 30 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部

会計責任者の氏名 安藤 辰生



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

令和6年5月25日

自由民主党千葉県第七選挙区支部

支部長 齋藤 健 殿

登録政治資金監査人

竹内

 修治

登録番号 第 1939 号

研修了年月日 平成21年6月9日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第七選挙区支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、千葉県流山市おおたかの森北1-5-2セレーナおおたかの森2階 自由民主党千葉県第七選挙区支部の主たる事務所にて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第七選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、自由民主党千葉県第七選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上